

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	社会福祉士及び介護福祉士法			法令番号	昭和 62 年法律第 30 号		
手続名	認定特定行為業務従事者認定証の交付			根拠条項	附則第 4 条第 1 項		
審査基準	(1) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 61 年法律第 30 号）附則第 4 条第 2 項～第 5 項 (2) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）附則第 5 条						
	受付機関	長寿社会課	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課	標準処理期間(閉庁日を 14 日 含めない) 標準経由期間 日